業務仕様書

1 業務名

岩手県立大学教育研究活動等紹介番組制作放送業務

2 実施目的

本学の教育研究活動、特に顔となる戦略的研究プロジェクトを中心に、視聴者に興味を持たせ、 本学ウェブサイト等への誘導を図れる番組を放送することで、社会からの信頼性及び大学ブラン ドイメージの向上を図り、ひいては大学力の強化につなげようとするもの。

3 ターゲット

- (1) 紹介動画 県民 (特に高校生、企業等)
- (2) 番組放送 県民(特に保護者、高校関係者、地域住民等)

4 業務内容·規格等

(1) 活動紹介動画制作

ア企画

大学の PR 等に活用できるよう、(2)で制作する番組をベースに動画を編集する。

イ 編集

各回の番組をそれぞれ、3~5分程度の紹介用動画として編集する。編集は本学と協議の上、 内容を決定すること。

ウ納品

受託者は、DVDで納品すること。(拡張子:wmv及びmp4の2種類)

(2) 活動紹介番組制作及び放送

ア 番組制作方針

岩手県立大学で行われている教育、研究、地域貢献活動等について、単なる紹介ではなく、 視聴者に興味を持ってもらい、ウェブサイト等への誘導を図れるような番組内容とする。

イ 放送概要

区分	内容
放送局	岩手県内をカバーする地上波1局以上
放送回数	6回
放送時間	1回当たり2分30秒から3分位まで
	(オープニング及びイベント等の告知時間含む)
放送時間帯	A、特B又はBランクの区分の時間
放送時期	概ね、令和元年12月~2年2月の間で設定すること。
その他	・曜日や放送時間帯の変更は可。
	・幅広い世代が視聴できるよう、放送時間帯を効果的に組み合わ
	せた設定とすること。
	・番組自体をPRするCMを行うこと。

ウ テーマ選定について

- (ア) 本学の戦略的研究プロジェクトを中心に、地域貢献等、県民に密接したテーマを取り上げること。なお、戦略的研究プロジェクトについては、3テーマ以上盛り込むこと。
- (イ) 可能な限り、学部バランスを考慮すること。
- (ウ) 受託者は、実施目的を踏まえた企画提案を行い、本学と協議の上、企画の方向性を決定

すること。

エ 制作に際して

(ア) 調整

受託者は、本学及び取材先と綿密な打合せを行うこと(シナリオの作成、取材日程の調整、取材許可等、取材に関する全てを含む)。

(イ) 取材

受託者は、取材先と連携のうえ取材を円滑に進めること。取材するにあたり、第三者が有する著作権及びその他の権利を使用する場合は、必要な権利処理を行うこと。

(ウ) 編集・制作

受託者は、放送日に間に合うようスケジュールを組み、編集・制作を行うこと。また、放送前に必ず本学及び取材先の確認を得ること。

(エ) 放送

受託者は、放送後に視聴率(当該番組の前後に放送した番組の視聴率を含む)を把握し、報告すること。

(オ) 納品

受託者は、全体及び各回のデータを DVD で納品すること。(拡張子: wmv 及び mp4 の 2 種類)オ その他

- (ア) 可能な範囲で、本学CA(キャンパスアテンダント)の起用を行うこと。
- (イ) 番組制作及び放送に関し、有効な方策がある場合は、ア〜エの内容によらず予算額の範囲内で提案すること。

(3) その他(自由提案)

上記のほか、本広報の発信に有効な方策がある場合は、予算額の範囲内で提案すること。

5 権利の帰属

- (1) 成果品の二次利用も含めて出演者の肖像権や BGM 等の第三者が有する著作権及びその他の権利について受託者は権利処理を行った後、<u>本業務における成果品の著作権及びその他の権利</u>は全て本学に帰属する。
- (2) 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本学では成果品を次の広報媒体に二次使用する場合がある。

ア 各会議・イベント等での放映

イ 本学ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーク (SNS) 及び YouTube 等への掲載

6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって、関係する法律等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することができる。
- (3) 本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への漏えいを行ってはならない。
- (5) 打合せ及び取材に係る交通費、取材経費等については受託者の負担とし、本学が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えておかなければならない。
- (6) その他本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めない事項については、本学と 受託者が相互に協議の上、決定する。